

床面積 1,000 m²超の施設内に入居するテナント・出店者のみなさまへ

埼玉県大規模施設等協力金 申請のご案内

第1期：5月12日～5月31日要請分
第2期：6月1日～6月20日要請分

【対象区域（まん延防止等重点措置の措置区域）】

さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和3年6月21日（月）～令和3年8月19日（木）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請（第1期：5月12日～5月31日、第2期：6月1日～6月20日。以下「要請」という。）に協力した、まん延防止等重点措置の措置区域内における床面積1,000 m²を超える施設（以下「特定大規模施設」という。）を運営する事業者及び当該施設で事業を営むテナント事業者等に対して、埼玉県大規模施設等協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

2 支給額

1日当たりの支給額×営業時間短縮等実施日数^{※1}

（参考）テナント事業者等に対する協力金の計算式

特定大規模施設内のテナント事業者等^{※2}の専用の店舗等面積^{※3}に係る所定の単位数×2万円×期間中の時短率^{※4}

（テナント事業者等に対する協力金）

- ※1 定休日及び本来の閉店時刻が午後8時（イベント開催の場合は午後9時。以下同じ。）以前の日は含まれません。
- ※2 テナント事業者等とは、営業時間短縮要請期間中に、大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内等において当該施設運営事業者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設運営事業者に対して一定の自律性をもって営業する店舗を有する事業者です。
- ※3 専用の店舗等面積とは、テナント事業者等が特定大規模施設内店舗における一般消費者向けにサービス等の提供を行っている部分を指します。
100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとします。
100㎡未満は100㎡とみなします。

（参考）単位早見表

専用の店舗等面積	単位	専用の店舗等面積	単位	専用の店舗等面積	単位
200㎡未満	1	400㎡～500㎡未満	4	700㎡～800㎡未満	7
200㎡～300㎡未満	2	500㎡～600㎡未満	5	800㎡～900㎡未満	8
300㎡～400㎡未満	3	600㎡～700㎡未満	6	900㎡～1,000㎡未満	9

例) 1,150㎡の場合

①100㎡未満の「50」を切り捨て、1,100㎡とする

②1,100を100で割る → 単位は「11」

- ※4 期間中の時短率とは、1日ごとに「短縮した営業時間（以下、「時短時間」という。）／本来の営業時間」（時短率）を算出し、期間中の全てを合算した値です。
- ・時短時間は「本来の閉店時刻－午後8時」で算出します。
 - ・時短率は小数点第3位以下を四捨五入します。

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、まん延防止等重点措置の措置区域内における床面積1,000㎡を超える施設内に入居するテナント・出店者であること。
- (2) 通常時は午後8時を超えて営業していた店舗であること。
- (3) 要請に応じて、原則として令和3年5月12日から令和3年5月31日までの全ての期間、及び令和3年6月1日から令和3年6月20日までの全ての期間において、以下の取組を行った施設であること。
 - ア 店舗が営業時間を午後8時まで短縮（休業含む。）したこと。
 - イ 酒類を提供する場合、終日提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）したこと。
- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示していること。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (7) 本協力金の支給を受けていない店舗であること（1回限り）。

（テナント事業者等に対する協力金）

- (8) 埼玉県感染防止対策協力金（第10期・第11期）の支給要件を満たす店舗でないこと。
- (9) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (10) 令和3年5月12日から令和3年6月20日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (11) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (12) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (13) その他誓約事項に同意すること。

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年6月21日（月）から令和3年8月19日（木）まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県大規模施設等協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県大規模施設等協力金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin.html>

※令和3年8月19日（木）23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年8月19日（木）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県大規模施設等協力金事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県大規模施設等協力金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin.html>

(2) 埼玉県庁での受取

・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

（テナント事業者等に対する協力金）

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県大規模施設等協力金申請書（テナント事業者等）（様式4）
2	【個人事業主のみ】本人確認書類のコピー又は写真 ※以下のいずれか1つを提出してください。 （例）①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（表面のみ） など
3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※ <u>通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。</u>
4	店舗の外観（店舗名）が分かる写真 ※看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。
5	店舗が入居する特定大規模施設運営事業者との契約書のコピー又は写真 （例）賃貸借契約書 など
6	【専用の店舗等面積が200㎡以上の場合】 専用の店舗等面積が分かる書類のコピー又は写真 （例）図面（求積図など面積が記載されたもの）、賃貸借契約書 など
7	令和3年5月12日から令和3年5月31日まで又は令和3年6月1日から令和3年6月20日までの営業時間短縮の状況（営業時間短縮期間、変更前と変更後の営業時間）が分かる書類のコピー又は写真 （例）営業時間短縮要請に応じた特定大規模施設からの通知文 など
8	『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
9	「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真 ※QRコード発行などに時間を要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

（1）書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、郵送又はメールにてお知らせします。郵送の場合は書類

（テナント事業者等に対する協力金）

の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

- (2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

8 通知

- (1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 特定大規模施設の証明【証明可能なテナント事業者等のみ（任意）】

1 概要

テナント事業者等に対する協力金の支給に当たっては、テナント事業者等が契約している大規模施設が「特定大規模施設」として証明されていることが前提です。

特定大規模施設の証明については、通常、大規模施設からの申請に基づき手続きを行いますが、テナント事業者等自らが立証できる場合は、その証明をもって、審査を進めることが可能です。

特定大規模施設の証明を希望するテナント事業者等は、当該大規模施設が特定大規模施設の要件を満たしていることを確認の上、テナント事業者等に対する協力金の申請と併せて、別紙2「特定大規模施設の証明」及び当該証明に関する書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、当該書類の返却はいたしません。

2 特定大規模施設の要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、まん延防止等重点措置の措置区域内における床面積 1,000 m²を超える以下のいずれかの施設を運営する事業者であること。

ア 運動施設（ボウリング場、屋内テニス場、スポーツクラブ、柔剣道場、ヨガスタジオ など）

イ 遊技場（パチンコ屋、ゲームセンター など）

ウ 商業施設等（ショッピングモール、家電量販店、古物商、古本屋、おもちゃ屋、アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップ など）

エ 遊興施設（ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス など）

※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。

(テナント事業者等に対する協力金)

オ サービス関連施設（スーパー銭湯、エステサロン、リラクゼーション など）
※生活必需サービスを除く。

- (2) 通常時は午後8時を超えて営業していた施設であること。
- (3) 要請に応じて、原則として令和3年5月12日から令和3年5月31日までの全ての期間、及び令和3年6月1日から令和3年6月20日までの全ての期間において、以下の取組を行った施設であること。
 - ア 施設が営業時間を午後8時まで短縮（休業含む。）したこと。
 - イ 酒類を提供する場合、提供を終日自粛（飲酒の機会を設けないこと）したこと。
 - ウ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底したこと。
 - エ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知したこと。
 - オ 【(1) ウに該当する施設】
繁忙期の2分の1程度の人数を目安とした入場整理に取り組んだこと。
- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、施設内に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示していること。

V 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。

(テナント事業者等に対する協力金)

協力金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 午後8時以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - ✓ 酒類を提供しているにもかかわらず、提供していないように見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ まん延防止等重点措置区域内における床面積 1,000 m²を超える施設を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。



埼 玉 県
埼玉県警察本部

